

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	第1回 総合型放課後事業委託事業者選定審査会
開 催 日 時	令和2年9月25日（金） 14時00分～16時40分
開 催 場 所	市民会館3階 第2会議室
出 席 者	本多重夫会長、大森布実子副会長、狩野史男委員 後閑容子委員、富岡量秀委員
欠 席 者	—
案 件 名	(1) 会長、副会長の選任について (2) 審査会の運営について (3) 放課後キッズクラブについて (4) 放課後キッズクラブ運営事業 運営事業者募集要項（案）、 仕様書（案）について (5) 放課後キッズクラブ運営事業 事業者選定基準（案）に ついて (6) その他
提出された資料等の 名 称	資料1 諮問書（写し） 資料2 委員名簿 資料3 放課後キッズクラブについて 資料4 放課後キッズクラブ運営事業 運営事業者募集要項（案） 資料5 放課後キッズクラブ運営事業 仕様書（案） 資料6 放課後キッズクラブ運営事業 事業者選定基準（案） 資料7 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 参考資料1 枚方市立留守家庭児童会室条例 参考資料2 枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則 参考資料3 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例 参考資料4 枚方市附属機関条例
決 定 事 項	・会長に本多委員、副会長に大森委員を選任する。 ・会議は非公開。会議録は作成の上、本審査会答申後に公開する。 ・資料については、参考資料などを除き本審査会答申後に公開 する。ただし、委員名簿は情報公開を進める今日の状況から公開 する。 ・放課後キッズクラブ運営事業運営事業者募集要項（案）、放課 後キッズクラブ運営事業仕様書（案）、放課後キッズクラブ運営 事業事業者選定基準（案）については、委員の意見を踏まえた上 で修正し、会長と副会長に相談する。

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第3条の(2)に規定する非公開情報が含まれる事項について審査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公開
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

## 審 議 内 容

### 【事務局】

それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。  
まず初めに、学校教育部長の狩野から、ご挨拶をさせていただきます

### 【事務局 狩野部長】

失礼いたします。改めまして、皆様こんにちは。学校教育部長の狩野でございます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、また、お足元の悪い中、総合型放課後事業委託事業者選定審査会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本審査会につきましては、本市の蹉跎小学校、山田小学校の放課後キッズクラブの運営事業予定事業者を選定いただき、その結果を本市教育委員会に答申をいただくため、本市附属機関条例に基づき設置した審査会でございます。

後ほど、担当から改めてご説明をさせていただきますが、本日を含めまして、4回の開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、慎重なご審議のほど、よろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【事務局】

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、放課後子ども課の北田と申します。よろしくお願いいたします。失礼して着席で説明をさせていただきます。

本審査会ですが、委託契約予定事業者につきまして、申請されてきた団体が適当かどうか、審査、ご決定をいただき、教育委員会に答申していただくものでございます。

次に、開会に先立ちまして、お願いがございます。

まず、本日の審査会につきまして、後ほど公開・非公開をご決定いただきますが、審査会の会議録の内容の正確性を期すために補助的に会議を録音させていただきたいと考えております。これは、本市では審議会の会議録につきましては、委員の発言内容を全文筆記、または、全文筆記に近い要約筆記とすることを定めているためでございます。

また、委員の皆様にお配りします資料につきましては、個人情報保護の観点から、審査会において最終的に答申をいただきました後、事務局において回収をさせていただきます処分をさせていただきたいと考えておりますので、あわせてお願いいたします。

それでは、ただいまから第1回総合型放課後事業委託事業者選定審査会を開会いたします。本審査会の会長が選任されますまでの間、進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日、本審査会に対し、枚方市教育委員会から諮問書を提出しております。皆様のお手元に資料1として、その写しをお配りしております。本審査会は、この諮問に応じ、委託契約予定事業者の選定に関しまして審議し、答申を行っていただくために設置した審査会でございます。

なお、本審査会の諮問対象である「放課後キッズクラブ運営」につきましては、初めて民

間活力を活用する事業でございます。

放課後キッズクラブとは、留守家庭児童会室及び放課後子ども教室の総合的運営を核といたしまして、放課後自習教室、枚方子どもいきいき広場が緊密に連携をしながら、児童の自主性や社会性、創造性等の育成に重要な役割を果たす「仲間」とともに自由に過ごす「時間」と「空間」を全ての子どもたち、児童に提供することで、児童が豊かな放課後を自ら創造できる環境を整備していくというものでございます。

今回、効果的・効率的な事業運営の観点から、留守家庭児童会室と放課後子ども教室の2事業につきまして、可能な範囲の融合を図りながら、民間活力を活用し取り組んでいくものでございます。

次に、運営事業者は、「公募」することとし、本審査会において、その事業者の選定を行っていただくものでございます。選定に当たりましては、申請団体が提示します事業計画書やプレゼンテーションの内容につきまして、総合的に各申請団体を比較検討し、審査会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を委託契約予定事業者として答申をいただくものでございます。

委託期間につきましては2年間としております。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立している旨、ご報告をさせていただきます。また、委員の皆様のご委嘱状でございますが、本来であれば教育長よりお渡しをさせていただくところでございますが、公務の都合により大変恐縮ではございますが、机の上に置かせていただいております。申し訳ございませんが、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料2に基づき、委員の皆様を五十音順で紹介をさせていただきます。税理士の大森布実子委員でございます。

**【委員】**

大森でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

**【事務局】**

枚二校区コミュニティ協議会会長の狩野史男委員でございます。

**【委員】**

狩野です。お願いいいたします。

**【事務局】**

摂南大学看護学部名誉教授の後閑容子委員でございます。

**【委員】**

後閑です。よろしくお願いいいたします。

**【事務局】**

大谷大学教育学部教授の富岡量秀委員でございます。

**【委員】**

富岡でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

弁護士の本多重夫委員でございます。

**【委員】**

本多でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

次に、本審査会の事務局職員より自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員より自己紹介)

**【事務局】**

次に配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、資料1から資料7、参考資料1から参考資料4といたしまして、それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しております。このほか机上配付資料といたしまして、審査会の開催日程(案)を記した資料をご用意させていただいております。

資料は以上となりますが、配付漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、案件をご審議いただきたいと思っております。

まず、「案件(1)会長、副会長の選任について」でございますが、本審査会には、枚方市附属機関条例の規定、参考資料4としてお配りしておりますが、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を置くこととなっております。事務局といたしましては、適宜、法的、または、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の皆様には活発なご議論をお願いしたいと考えておまして、そうした観点から、会長を弁護士の本多重夫委員に、副会長を税理士の大森布実子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(委員一同了承)

ありがとうございます。

それでは、会長に本多重夫委員、副会長に大森布実子委員を選任いただくことをご承認いただきました。恐れ入りますが、本多委員、大森委員は、会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

**【会長】**

大変僭越ではございますが、会長としてご挨拶させていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。では、着座してご挨拶させていただきます。法律専門家でしかないの、子ども本来に關しての専門的な知識はありませんし、あるいは、地域の実情や児童の日々に關しても分かっていません。加えて財政、経理についても、十分な知識を持ち合せているわけではありません。したがって、枚方市にとってよりよい候補者を選定するためには、委員の皆様方の貴重なご意見、ご提言、ご指摘が不可欠であると考えております。私としても皆様方の御意見を活発に出していただき、十分に議論をして慎重に候補者を選定すべく進行に努めますので、どうかご協力のほどよろしくお願ひいたします。

**【副会長】**

このたび、副会長に任命いただきました大森でございます。

着席させていただきます。私は教育については全くの素人でございます、なかなか税務とか会計に關する知識、この程度しかありませんので、どこまで副会長として役割が果たせるのか疑問なところもござひますが、本多会長と力を尽くしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【事務局】**

それでは、以降は本多会長に審査会の進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**【会長】**

はい。よろしくお願ひいたします。

4回審査会が開かれるということですが、その点について事務局のほうから説明いただけますか。

**【事務局】**

お手元の机の上に置かせていただいております資料となりますが、「総合型放課後事業委託事業者選定審査会の開催日程（案）」をご覧ください。

公募により選定を行っていただく本審査会につきましては、本日を含め4回の開催を考えております。本日は第1回目といたしまして、この後、運営事業者を募集するために必要な募集要項、仕様書について御説明をさせていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、最終決定をさせていただきます。

次に、また後ほど説明のほうはさせていただきますが、選定基準（案）についてでございます。この選定基準につきましては、募集要項や仕様書に基づき策定をするもので、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定をさせていただきます。これについても、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定をさせていただきます。

また、本日の審査会で、募集要項等を御確認いただき、その内容を確定した後、10月1

日から配付を行いまして、質疑応答などを経まして、10月7日から応募書類の受付を行う予定としております。

また、次回の審査会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかを報告させていただくとともに、プレゼンテーションの実施方法についてご審議をいただきたいと考えております。

次に、第3回の審査会におきましては、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、各委員の皆様による選定を行い、第4回審査会では、結果をご報告させていただきまして、委員皆様の合議の上、答申をいただきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### 【会長】

ただいまの事務局から内容説明につきまして、委員の皆さんからご質問、ご意見等ございましたらご自由にご発言いただけますか。

特におありでないということであれば、次の「案件2、審査会の運営について」を議題といたします。この件について、事務局から説明をお願いできますか。

#### 【事務局】

それでは、ご説明させていただきます。お手元にお配りをさせていただいております資料7「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をご覧ください。

この規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網掛け部分でございますが、本市では、原則として、会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。

また、第3条2項におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、本審査会でご議論いただく内容については、この第3条の（2）、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、資料の裏面をご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本審査会では、この（6）、実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部、または、相互間における審議、検討、または、協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換、もしくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるものと考えており、会議を「公開しないことができる」ものと考えております。

恐れ入ります、資料の表面のほうにお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第6条第4項でございますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様の発言内容について、全文筆記、または、全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては、個人名を記載せずに、

単にA委員、B委員、C委員と表記をさせていただいてはどうかと考えております。なお、事務局といたしましては、会議録については、事務局で作成の上、全委員にご確認をいただいた上で、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしてはいかがかと考えております。

以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。今、事務局のほうから審査会の公開であるとか議事録の作成方法等につきまして説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等あればご自由にご発言いただけますか。

今までの、枚方市で今までこういう審議会でも同じような非公開で、かつ議事録については事後に公表しているのですか。また、委員等については、アルファベット表記しているのですか。

**【事務局】**

今、会長がおっしゃられたように民間事業者等への委託に関する選考する際は、こういった形で対応させていただくケースが多くなっております。

**【会長】**

委員、どうですか。

**【委員】**

はい。それでいいと思います。

**【会長】**

委員、どうですか。

**【委員】**

A B C Dという言い方は分かりますが、例えば、私をAとすると、私はいつもAだということですか。

**【事務局】**

お示しのとおりでございます。

**【委員】**

そうするとね。僕は、なぜアルファベットにする必要があるのかわからない。Aの発言だったら、Aの発言でずっと通して、AとかBとかCとかDとね。分ける必要はないのかなというふうに思います



**【会長】**

委員どうですか。

**【委員】**

私はアルファベット表記の方がよいと思います。

**【委員】**

すいません。今のお話ですと、私が今日はAという発言をして、次回のときも、やっぱり私が発言するとAというものになるのでしょうか。そうすると、審査会を4回やると、個人が特定できるような気がします。

**【事務局】**

特定の委員をAにしなければならないということでは特にございませんで、皆様方で一定お示しいただければ、対応させていただきます。

**【委員】**

例えば、AだったらAのとこだけ、チェックして、あとは皆さんの自分のところをチェックするというで、後の処理がしやすいということであれば、それで結構です。

**【事務局】**

委員の皆様にご確認をいただく際は、お名前を伏せずにお配りをさせていただこうと考えています。そうすると、ご自身を判別していただけるとお思いますので、お示しいただいたような形で対応させていただけたらと考えております。

**【会長】**

それでよろしいですか。

あとは、議事録の公開、非公開、審査会の公開、非公開については、この審査会の多数決で決めるということになり、事務局の提案は非公開ということになりますが、それでよろしいですか。

異議なしということで非公開の取り扱いとさせていただきます。ありがとうございます。それでは、審査会の提出資料について、いま一度、説明をしていただけますか。

**【事務局】**

それでは、審査会の提出資料の取扱い、公開・非公開についてご説明をさせていただきます。事務局といたしましては、先ほどご決定いただいた審査会の会議録と同様、審査会の提出資料につきましても、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち、「公にすることにより、率直な意見の交換、もしくは、意思決定の中立性が

不当に損なわれるもの」に該当するものとして、答申をいただいた後に参考としてお配りする資料などを除いて公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では、公表をしている現状がございます。つきましては、この委員名簿の取り扱いについても、ここでご協議いただければと考えております。

以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。委員名簿というのは資料の中に含まれていたものですね。

これは事前に、公表してはどうかというような事務局の意見でしたが、どうぞご自由に質問や、ご提言がございましたら、ご発言ください。

**【委員】**

私は事務局案で結構です。

**【会長】**

はい。ほかの委員の皆様方、どうですか。それでいいですか。

事務局提案でいくということで異議なしということで、よろしく願いいたします。

次に、案件3の「放課後キッズクラブについて」を議題とさせていただきます。この案件につきまして、事務局から説明していただけますか。

**【事務局】**

それでは、資料3の「放課後キッズクラブについて」をご覧ください。

まず1ページ目を開いていただきまして、放課後キッズクラブについてでございますが、まずは児童の土曜日の三季休業期の居場所といたしまして、児童会室、留守家庭児童会室はこれまでどおり継続をしつつ、新たに全ての児童を対象とした放課後子ども教室、こちらのほうは登録制で無料ということになりますが、こちらの放課後子ども教室を開設するものとなります。また、放課後キッズクラブにつきましては、時間、空間、仲間のいわゆる3間を充実させ、全ての児童が土曜日と三季休業期を安全・安心に過ごし、多様で自主的な活動に参加できる環境整備を図るというもので、令和3年の4月から新たに取り組んでいくものでございます。

その下のページをご覧ください。

導入校及び実施期間等についてでございますが、導入校につきましては、まず、川越小学校と津田小学校、こちらのほうは市直営のスタッフで運営をしていく導入校でございます。その下、山田小学校と蹉跎小学校につきましては、民間活力を活用して運営を行っていく学校でございます。期間は令和3年4月1日から2年間ということでさせていただいております。

また、留守家庭児童会室と新たに実施をする放課後子ども教室、こちらの運営を核といた

しまして、その他、放課後自習教室や枚方子どもいきいき広場とは連携・協働をしながら実施・運営をしていくものでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。

こちらは、放課後キッズクラブのイメージ図ということになります。学校の敷地内で実施するもので、放課後キッズクラブは、これまで既存で実施をしておりました留守家庭児童会室と新たに実施をしていく子ども教室、この2事業を1つの実施主体が運営を行っていくというものでございます。また、平日の放課後に余裕教室等を活用しながら実施をしている放課後自習教室と、これからの時代を生きる子どもの生きる力を育むことを目的に、土曜日等に地域団体等が実施をしております、枚方子どもいきいき広場とは連携・協働を行いながら、総合的に運営をしていくというところで、こういうイメージの図をつけさせていただいております。

その下の資料になりますが、留守家庭児童会室と放課後子ども教室の運営の概要になりますが、まず運営スタッフのところでございます。こちらは児童会室と放課後子ども教室の2事業を1つの実施主体で運営を行います。また、この2事業を職員が兼務することで、総合的かつ効果的、効率的に運営してまいります。

その下、活動場所でございますが、児童会室の専用室、または、子ども教室の専用室で、それぞれ活動拠点を設けまして、その他、児童のニーズに応じて図書室、校庭、体育館等も利用をしながら運営をしていくものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

この放課後キッズクラブの目指すべき姿でございますが、まずは児童会室に通う児童と、通っていない児童が、共に安全安心な環境で一緒に遊ぶことができるように取り組んでまいります。次に、2事業を、職員が兼務することにより、児童一人ひとりに対してきめ細やかな対応に取り組んでいきます。最後に、総合的に運営をすることで、学校との窓口の1本化が図られ、児童の居場所の把握など、より安全安心な環境の構築に努めていくというものでございます。

続いて、その下、留守家庭児童会室と放課後子ども教室の比較でございます。まず、設置場所ですが、先ほど少しご説明をさせていただきましたが、児童会室においては、児童会室専用室や学校建物内の余裕教室等を活用してまいります。放課後子ども教室に関しては余裕教室を活用して運営してまいります。

開室日でございますが、児童会室は平日及び三季休業期等に開室してまいります。放課後子ども教室につきましては、土曜日と三季休業期に開室をしていくものでございます。

開室時間につきましては、児童会室は平日13時15分から18時。延長保育がございまして、延長保育の申込みをしていただいた場合は19時までとなっております。三季休業期に関しては8時から19時。こちらも延長保育を含むものでございます。また、土曜日の臨時開室につきましては、8時から18時までの開室となります。子ども教室につきましては、土曜日は9時から17時までとなっております。開室につきましては、土曜日に実施する枚方子どもいきいき広場の実施時間帯を除く時間帯で放課後子ども教室は開設してまいります。三季休業期につきましては、9時から17時までの開設となります。

その下の利用料でございますが、児童会室につきましては、有料ということで保育料を1

人月額7,200円頂いております。あと、延長保育料といたしまして、月額1人1,000円。減免の措置等を設けながら運営しております。子ども教室につきましては無料で開設をしております。

その下の対象でございますが、児童会室につきましては、一定保護者の就労や病気等により放課後に保育を必要とする児童ということで、一定の入室要件がございますが、放課後子ども教室につきましては、全児童が対象で入室要件はございません。おやつに関しましては、児童会室は、1人2,000円を頂いております。子ども教室につきましては、おやつの提供はございません。

続きまして、次のページに移っていただきまして、留守家庭児童会室につきましては、先ほどご説明させていただきました目的や、開室時間等を記載しております。その下の写真が全体の写真となり、備品等を配置しまして、こういうような内装で運営しております。

その下の放課後子ども教室でございますが、児童の自由で自主的な遊び等の見守りを中心とする全児童を対象とした事業で、開室時間等は先ほどご説明をさせていただきましたとおりとなります。その下の土曜日の運営のイメージですが、先ほど少しご説明をさせていただきましたが、いきいき広場が開室している時間はいきいき広場、それ以外の時間帯につきましては、放課後子ども教室を開設するものでございます。

続きまして、次ページが枚方子どもいきいき広場になります。こちら先ほどご説明させていただきましたが、子どもたちの生きる力を育んでいくことを目的として地域団体等が実施をしている事業でございます。

その下、放課後自習教室になります。こちらは平日の放課後に自学自習力の育成目的として実施をしているものです。

続きまして、次ページをご覧ください。

放課後キッズクラブの設置予定場所を入れさせていただいております。こちらのほうにつきましては、民間活力を活用する蹉跎小と山田小の設置の予定場所を入れておりますが、まず蹉跎小に関しましては、一番左の上の管理棟の3階になりますが、教室を活用しながら児童会室及び子ども教室を実施してまいります。中段の上の大きく児童会室と記されているところにつきましては、運動場の隅に設置している児童会室専用室となります。ここも含めて活用をしながら運営をしていくものでございます。

その下の山田小でございますが、山田小につきましては、中段下に教室棟と記させていただいておりますが児童会室と子ども教室を、こちらの3階の教室を利用しながら運営してまいります。右横に記しております児童会室につきましては、こちらは旧専用室になりますが、こちらも児童会室として活用しながら実施をしていくものでございます。

資料3の説明は以上でございます。

#### 【会長】

今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

私から、1つだけ最初にお聞きしたいんですが、市直営と民間活力を活用と、2つありますが、これはどういうことから2つに分けて、この事業を進められようとしてるんですか。

**【事務局】**

当初は、直営1校委託1校ということで、実施形態に応じた選考導入を行っていく予定としておりました。今回、コロナ禍を受けまして、児童会室に入室していない児童を児童会室で受け入れるというような、児童生徒の居場所という、取組を本市で行いましたが、その検証を進める中で、本格導入を将来的に全校へ拡充していくということを見据えたところで、当初考えていた委託1校、直営1校という形だけではなく、学校規模に応じた小規模校と大規模校のそれぞれの検証が必要であるという考えに至りまして、委託と直営でそれぞれ2校ずつということで計4校と、それぞれ小規模校と大規模校で、放課後キッズクラブを導入するというお示しさせていただいているものでございます。

**【会長】**

分かりました。

**【委員】**

今の関連事項で、市直営というところがありますが、所管課はどこになりますか。

**【事務局】**

市直営に関しましては、留守家庭児童会室の職員を中心に執行をさせていただきたいという考え方をしており、私ども学校教育部の放課後子ども課が児童会室を所管しておりますので、こちらのほうで対応をさせていただく予定としております。

**【委員】**

目指すべき姿のところ、児童会室に通っている児童と通っていない児童が、遊ぶというところですが、児童会室と子ども教室の2事業を一体的に運営するので、要は、両方の児童たちが一体的に遊べますよというイメージですか。

**【事務局】**

お示しのとおりでございます。

**【副会長】**

今、委員がおっしゃられたことと類似する内容ですが、例えば、留守家庭児童会に入っている児童でしたら、おやつがあるが、入室していない児童は無料のため、おやつがないというのであれば、一緒に過ごすという場の中で、どうやって区別するのかというところが疑問です。一緒になって遊んだり行動をしたりする場合に、差別化になってしまわないかと思いました。

### 【事務局】

放課後キッズクラブの導入に関しましては、児童会室と子ども教室のそれぞれの専用室を設けまして、そこを拠点として、運動場も活用しながら、運営をしていくものでございまして、その活動の中で、例えば、運動場で遊ぶ時間には、児童会室の子どもと放課後子ども教室の子どもと一緒に遊べるというような取組でございまして、おやつに関しましては、時間になりましたら、児童会室の児童については、児童会室の部屋でおやつを食べる、放課後子ども教室の子どもたちについては、遊び等を継続するというようなイメージでございまして。

### 【委員】

今のことと関連するところで、どんな運営を事業者がされるか分からないですが、一体的な運営をするからこそ、目指すべきところで2つ目に上がっている、よりきめ細やかな対応をとすることは、例えば、心的不満を子どもたちに与えないような運営をやるとか、おやつをもらえる児童ともらえない児童の活動を分けるときに、どのような工夫をするのか、あるいは、それを目指していくというイメージなのでしょうか。

### 【委員】

実施に当たり、この取り組みは最終的な姿なのか、それとも移行期間なのか。キッズクラブを実施することについて、最終的な案だということであれば、留守家庭児童会室と、子ども教室、自習教室も、みんな取り払って、総合的な運営を行い、時間、空間、仲間を確保する中で、全ての子どもたちを好きなように遊ばせて、好きなように勉強させるということが理想なのでは。

### 【事務局】

先行導入として、今回4校に導入するということになります。将来的な全児童を対象とした事業の在り方については、この検証結果も踏まえながら取り組んでまいります。また、「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づく執行を行い、第1段階として、将来的な姿も含めて検証していくという考え方をしております。

先ほどのおやつの件につきましては、きめ細やかな対応というところでは、様々な部分があると考えております。例えば、児童の情報の共有であるとか、様々な部分での両事業の共有を図り、スタッフがその情報を持ちながら、子どもたちに安全安心に遊んでもらえるような、そんな空間を整備していくという基本的な考え方をしておりますので、おやつに関しても、もらえる子ともらえない子が出てくるので、工夫をしながら取り組んでいくということを、今回の募集要項並びに仕様書等で記載しております。

### 【委員】

子ども教室モデル事業の時に参加している子どもたちと、留守家庭児童会の子どものが、どこに居るのか分からないことがあったので、きちんと管理者として把握しないといけない。事業者が責任を持って、子どもの居場所の把握についてどうしたらいいのか考える必要が

あると思います。子ども教室のほうは16時までだったので、おやつの問題は、そんなにでてこなかったと思います。

**【会長】**

おやつに関しても、いろいろと課題がてくると思います。それを踏まえて、改善していくという考え方でよろしいですか。

**【委員】**

いろんな事例があると思いますが、例えば、学童に入っている子と入っていない子が一緒に遊ぶってことはあります。例えば、学童の子どもたちにおやつが出たときに、児童会に遊びに来ている子たちが、そこでそのままいるということではないかと思います。それぞれの事業のスタッフが状況に応じて声掛けをしながら運営をすればそんなに軋轢はなく、余り違和感もないということもあるので、運営の中での工夫や関わり方をきちんとしていれば、大丈夫ではないかと思います。そこが、一体でやるからこそ期待をしていくということではないかと思いました。

**【委員】**

実際に事業をされることについては、事業者がどこまで考えて申請してくるのか。それで、判断したらいいのかなという気はします。

当然、論議は行うが、最終的に事業者の提案内容を我々でチェックするということでは。

**【会長】**

そういうことでよろしいですか。

では、次の案件4の放課後キッズクラブ運営事業の募集要項（案）と、仕様書（案）についてご説明いただけますか。

**【事務局】**

それでは、「放課後キッズクラブ運営事業 運営事業者募集要項（案）及び、仕様書（案）」についてご説明いたします。

募集要項につきましては、運営事業者を選定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、仕様書につきましては、本市が当該事業の管理運営において、運営事業者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

先ほど、ご説明させていただきましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様からのご意見等を頂き、市において、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。

それでは、まず、募集要項の内容の説明に入らせていただきます。

資料4をご覧ください。「放課後キッズクラブ運営事業 運営事業者募集要項（案）」となっております。まず冒頭に書いておりますのは、先ほどご説明させていただきました総合型放課後事業、放課後キッズクラブの趣旨や取組内容について記載しております。

続きまして、1番の運営事業概要についてですが、(1)といたしまして、事業の名称及び実施場所として、①山田放課後キッズクラブ運営事業、②として、蹉跎放課後キッズクラブ運営事業を載せております。

下のほうに移動していただきまして、(2)番の規模等といたしまして、まず①で山田放課後キッズクラブの留守家庭児童会室の規模を記載しております。来年度、運営予定教室は1室を予定しており、規模であったり建物の概要、床面積であったり建物の構造であったりをここで記載をさせていただいております。

下に移っていただきまして、放課後子ども教室の同じく規模や建物の概要をここでは記載をしております。

次に、②の蹉跎放課後キッズクラブですが、同じく留守家庭児童会室と放課後子ども教室を記載しております。

2ページに移っていただきまして、建物の概要、面積や、放課後子ども教室の規模、同じく建物の概要を記載しております。

続きまして、(3)番の枚方子どもいきいき広場事業、放課後自習教室事業との連携・協働の部分ですが、これも先ほどご説明させていただきましたとおり、いきいき広場、自習教室とは連携・協働をしていくというような旨を記載しております。

続きまして、2番の管理の基準についてですが、本年3月に策定しました「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づきまして、取り組んでいくというような内容を記載しております。

(1)の留守家庭児童会室と放課後子ども教室の総合的な運営というところで、①といたしまして、児童会室と子ども教室は、1つの事業者が両事業を一括して運営し、両事業への参加児童を一元的に管理するという内容を記載させていただいております。また、②番のなお書き以降ですが、児童の遊び場は専用室に限定されることなく、他の事業との調整を図りながら、グラウンドや体育館などについても可能な限り児童のニーズに応じて活用していただくというような内容を記載させていただいております。

3ページに移っていただきまして、(2)児童会室についてですが、まず冒頭では、児童会室の目的や趣旨、取組内容について記載しております。また、管理運営の基本的事項は次のとおりとしており、①から③を記載しております。

②といたしましては、本市では全ての児童会室で運営基準等を統一し、サービス内容に格差が生じることがないように取り組んでおり、受託者はこれらを踏まえ、児童にとってよりよい保育環境を目指すというような文言を入れております。

また、③では休室日や開室日、先ほどご説明させていただきました内容について記載しております。

続きまして、下に移っていただきまして、(3)子ども教室についてですが、こちらでも、まず冒頭の部分で、子ども教室の目的や趣旨を記載しております。また、運営の基本的事項は次のとおりとしており、児童会室運営と異なる内容に限り、ここでは記載をして



おります。①、②としまして、開室時間等を記載しております。

次に、4ページに移っていただきまして、3番の業務の範囲、内容ですが、放課後キッズクラブ運営事業仕様書によるとしております。仕様書の説明は、この後、資料5で改めてさせていただきます。

4番、契約期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となります。

5番、参加応募資格要件についてですが、次の全ての要件を充足する法人、もしくは、JV、ジョイントベンチャーであることとしております。

(1) 業務を継続して行うことが確実に見込まれること。

(2) 次の①から③のいずれかの事業と④の事業の運営実績を有することとしております。①が児童の保育、または、教育の分野に係る事業。②が児童の福祉や健全育成、または、子育て支援の分野に係る事業。③が青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業。④が放課後等の学校における全児童対象の社会教育活動の分野に係る事業としております。この①から③のいずれかプラス④の運営実績を有するというような内容をここで記載をさせていただいております。

(3) 以降につきましては、その他として、国税、市税に係る徴収金を完納していることであったり、(5)番では、枚方市の指名停止措置を受けているものであったり、次のいずれかに該当する法人等の申請者となることができないというような内容を(5)の①から⑨まで記載しております。

続きまして、5ページに移ります。

(6)の申請の制限ですが、①としまして、申請は1法人につき1件とするというような、申請の制限についての内容を記載しております。

6番、見積上限額、基本となる委託料の上限額ですが、2年間で8,419万6,000円、この金額を上限額として設定をしております。この金額につきましては、これまでの運営実績や子ども教室モデル事業での費用実績から算出した額となっております。今回の募集にあたり、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る提案額での申請があった場合は、その提案額により適正な業務の履行が可能か否かについて申請者から調査書類の提出を求めることなどにより、選定審査会において、また審査をしていただくというような考えを記載しております。

7番の留守家庭児童会室における引継ぎ保育に係る委託料の見積上限額ですが、引継ぎ保育に係る委託料としまして、1室あたり16万円としております。この金額につきましても、引継ぎ保育に係る時間や人件費等から算出した数値となっております。

8番、委託料の決定ですが、運営すべき児童会室、子ども教室数が増減する場合や、業務量が増大する場合等は、委託料について別途協議することといったような内容を記載しております。

9番、事業準備期間及び契約の締結ですが、(1)としまして、選定された事業者が委託事業開始日までの間を準備期間として教育委員会との打ち合わせ、従事者の確保、業務履行に必要な物品等の確保等を行うというような内容を記載しております。ここでは4月からの運営に関する事項を記載させていただいております。

6 ページに移っていただきまして、10 番の施設・設備の改修・整備につきましては、施設の設置目的等は損なわない範囲で、委託期間終了時には原状回復することを条件としまして、施設・設備の一部変更・改修・整備をすることは可能としております。ただし、教育委員会、学校と承認が必要という旨を記載しております。

1 1 番、備品管理区分ですが、児童会室、子ども教室運営に必要な事務机・事務椅子等の内部管理事務に関わる備品は、備品等無償使用可能一覧表、別紙のとおりとすると定めております。この一覧につきましては、この募集要項の最後のほうのページに別紙としてつけております。また、運営に支障を来さないよう、施設運営上、必要な備品類については適切に管理することといったような内容を記載しております。

1 2 番、運営事業者の義務としまして、(1) 条例、規則等に基づき、公平かつ公正な施設運営に努めることというような内容や、7 ページに移っていただきまして、(2) 秘密保持の義務であったり、(6) の文書の管理や保存、また、(7) 事故等に備えて適切な保険への加入をしていただくことや、また、(10) の業務に従事する者が人権について正しい認識を持ってもらうための人権研修であったり、次の 8 ページに移っていただきまして、(13) のところで、LGBT など性的マイノリティに関する取り組みなどについて、記載をしております。

13 番、経理に関する事項では、例えば、(2) 委託料の支払いの部分は、業務に係る経費は四半期に分割して支払うということや、(3) の修繕費の取扱いでは、破損等を発見した場合は、迅速に修繕を行うことというような内容や、(6) の光熱水費の取扱い等について、記載しております。

下のほうに移っていただきまして、1 4 番、応募に必要な提出書類として記載しております。(1) の放課後キッズクラブ運営事業者申請書から、9 ページに移っていただきまして、(6) の申請に係る誓約書まで様式 1 から様式 6 は、この募集要項の最後のページに添付しており、これらの書類を提出いただく必要があります。また、(7) の申請書添付書類としまして、登記簿謄本であったり、役員の指名・履歴であったりといった資料も提出していただくことを記載しております。

次に、15 番の申請に当たっての留意事項ですが、提出資料は A 4 判の縦長横開きファイルに綴ってもらい、製本 1 部、写し 10 部を同時に提出する旨や、郵送、E メールでの受付は行わず、必ず持参することや、土曜日、日曜、祝日は受付を行わないことなどを記載しております。

また、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、失格とするといった内容も、ここでは記載しております。

次に、10 ページに移っていただきまして、16 番、応募期間等につきまして説明させていただきます。

(1) 配布期間ですが、配布期間は 10 月 1 日から 10 月 30 日を予定しております。

次に、(2) 配布場所といたしましては、放課後子ども課、また、ホームページからのダウンロードも可能としております。

次に、(3) 質疑期間ですが、10 月 5 日から 10 月 7 日までとしておりまして、回答は 10 月 14 日の 16 時以降にホームページで公表の予定としております。

(4) 申請書受付ですが、10月7日から10月30日としております。

続きまして、17番の選定についてですが、選定審査会を置き、申請書類等に基づく調査、審議を実施し、委託契約予定事業者を選定するといった内容や、(2)のプレゼンテーションを実施する旨などについて記載しております。この選定につきましては、案件5で改めてご説明いたします。

募集要項の説明につきましては、以上となります。

**【会長】**

募集要項の説明に関しまして、ご質問、あるいは、ご意見等ございませんか。

5ページの6に調査基準価格が記載されていますが、これは、入札での最低価格みたいなものだというふうに理解すればいいですか。

**【事務局】**

そのとおりでございます。

**【会長】**

それを下回る場合は、失格とするか、それとも、本審査会で検討するのか、そういう趣旨と理解してよろしいですか。

**【事務局】**

おっしゃっていただいたとおりでございます。

**【委員】**

7ページの7番ですが、適切な保険に加入することとありますが、指定の保険とかあったりするのですか。もし、あるのであれば、それには入ってくださいと言ってもいいでしょうし、プラスアルファで何かの保険を掛けてもらうことが、選定の基準にもなるということはあるのでしょうか。

**【事務局】**

この7番で記載をしております保険につきましては、施設における事故等ということ、施設賠償責任保険への加入を要求しております。児童の傷害保険に関しては、これまでと同様、市で対応していく予定としております。

**【委員】**

事故が起こった場合は、今おっしゃられた2つの保険で十分補償はできると考えていいですか。

**【事務局】**

そのように考えております。

**【委員】**

事業計画書やプレゼンテーションの中で確認できるというような理解でよろしいですか。

**【事務局】**

おっしゃっていただいたとおりでございます。

**【委員】**

有資格等の確認は事務局で行っていただくということによろしいですか。

**【事務局】**

事務局で申請書類等を確認した上で、確認事項を達成しているかどうかの確認をし、それを書類としてご提示させていただきます。事務局の案としては、例えば、A社が確認事項を達成している場合は、本審査会でご報告及び、ご確認をいただいた上で、次のステージに進んでいただくといったイメージで考えております。

**【委員】**

分かりました。

次に5ページ、引継ぎ保育に係る金額が1室当たり16万円とあるが、これは年額ですか。

**【事務局】**

引継ぎ保育ですが、来年の2月から3月にかけて1室当たり16万円で、4室児童会室を予定しておりますので、16万円掛ける4室分の64万円が上限額になるという記載でございます。

**【委員】**

申請者が15万円で提案してもよいということですね。

**【事務局】**

そのとおりでございます。

**【委員】**

6ページの設備の改修・整備ですが、委託終了時には児童会室を原状回復するということだと思いますが、例えば、子どもが熱を出したので学校の保健室を使うということも考えられると思いますが、そういう場所も含めているということですか。

**【事務局】**

今回、募集要項等で記載している施設の改修に関しましては、子ども教室の専用室、児童会室の専用室に係る施設の改修ですので、委員からおっしゃっていただいた、学校の医務室の改修というところまで含めているものではございません。

**【委員】**

トイレはどうなりますか。

**【事務局】**

トイレに関しては、学校のトイレを一緒に使わせていただく場合もありますが、包含はしておりません。ただ、児童会室専用室であるトイレに関しては、改修をしていただくことは可能と考えております。その他、施設の修繕費ということで、年間5万円を上限額として提示していますので、例えば、キッズクラブの子どもたちが学校のトイレを破損した場合に関しては、この中から修繕してもらうという考え方でいます。

**【委員】**

日々の清掃、消毒はどうなりますか。

**【事務局】**

消毒については、具体的に記載はしておりませんが、通常の使用に伴う一般的な清掃作業については包含をしているという考え方でございます。

**【委員】**

8ページ、13番、LGBTと記載がありますが、今はLGBTQというようにQが入ると思いますので、最新の状況で記載してほしいと思います。

**【事務局】**

承知しました。

**【委員】**

提出された申請用紙等は、何ページぐらいになりますか。

**【事務局】**

一概には、申し上げられませんが、申請団体によっては、非常に熱心に書かれる場合があります。紙ファイルのA4縦長ファイルの団体もありますし、チューブファイルのファイルで出してくるところもございますので、団体によって異なります。

**【委員】**

新型コロナウイルスなど感染症への対応について、募集要項には記載がないように思うのですが、記載していただいた方がよいのではないのでしょうか。

**【事務局】**

仕様書のリスク分担表の業務内容の変更の項目に、感染症に関する内容を設けておりますが、感染症に関しては、こういった形になるのか予測不能ということもございますので、余り詳細には書いておらず、別途協議という記載の仕方をさせていただいています。募集要項には、ご指摘のとおりない状況です。

**【委員】**

やはり今の時点ですと、皆さんの関心が高いと思いますので記載をお願いします。

**【事務局】**

承知しました。

**【会長】**

それでは、次に仕様書の説明をお願いします。

**【事務局】**

では、資料5を御覧ください。「放課後キッズクラブ運営事業 仕様書(案)」についてご説明をさせていただきます。

まず、冒頭の部分ですが、山田小放課後キッズクラブ及び蹉跎小のキッズクラブが行う業務内容とその範囲について、お示しをさせていただいております。

続きまして、1番の対象児童及び定員につきまして、(1)対象となる児童ですが、山田、蹉跎小学校の在住の小学校1年生から6年生の児童で、(2)の児童の定員として、児童会室が1室につきおおむね40人、ただし待機児童を生じる場合がある場合は、1室につき54人まで児童を受け入れる。②の子ども教室は、1室の定員は定めないとしております。参考といたしまして、子ども教室のモデル事業実施時における参加児童数の例を載せております。

続きまして、2番の事業実施方針ですが、(1)のキッズクラブの実施は、先ほどご説明させていただきましたが、キッズクラブの内容について、記載をしております。

2ページに移っていただきまして、(2)実施方針ですが、以下の業務実施方針のもと事業を適切に行うものとして、記載をしております。

例えばですが、①放課後児童健全育成事業の目的を十分に理解し運営を行うことであつたり、③の全児童を対象とした放課後対策事業の目的を十分に理解し運営を行うことであつたり、⑨の児童及び保護者の公平利用を確保し、公平・公正な運営を行うこと。⑩の保護者との連携を図るといような方針をここでは記載をしております。

(3)の実施体制ですが、児童会室・子ども教室にそれぞれ個別の従事者を配置すること

であったり、また、児童会室運営に当たっては、必要な資格要件を満たす者を配置するといったような内容をここでは記載しております。

(4)の事業連携・協働では、児童会室と子ども教室事業の連携・協働を行うこと。また、「いきいき広場」、「放課後自習教室」との連携・協働にも努めることというような内容を記載しております。

3ページに移っていただきまして、参考といたしまして。令和元年度のいきいき広場と放課後自習教室の実績を記載しております。

(5)の連絡調整会議の①連絡調整会議の部分ですが、キッズクラブの統括責任者が中心となり、児童会室、子ども教室、いきいき広場、自習教室の4事業の代表者を招集し、毎月1回、翌月のスケジュールの調整であったり、意見交換等を行う会議を開催することというような内容を記載しております。

②の拡大連絡調整会議では、年度初めと年度終わりに当該校の地域コーディネーターを含め、拡大連絡調整会議を開催することとしております。学校との連携状況に関する意見交換及び年度計画の情報交換や意見交換等を行っていただく旨を記載しております。

3番の開室時間ですが、ここでは開室時間について記載をしております、4ページに移っていただきまして、先ほども説明をさせていただきましたが、(1)の児童会室の開室時間、(2)で子ども教室の開室時間をそれぞれ記載しております。

4番の休室日では、こちらも同様に(1)で児童会室、(2)で子ども教室のそれぞれの休室日について記載しております。

5番の従事者の配置についてですが、(1)の基本事項といたしまして、関係法令、本仕様書の定めに従い、適切な人員の配置を行っていただくことや、③のユニフォームの着用など、従事者と分かるような事業にふさわしい服装で業務にあたることであったり、④の教育委員会との連携調整を行う者として、統括責任者を配置するといったような内容を記載しております。

(2)のキッズクラブの運営に配置する従事者の部分では、①としまして、統括責任者として、業務全体を統括し、全従事者の指揮監督及び労務管理を行うとともに、業務が円滑に実施できるよう、必要な指示、調整を行うことなど記載しております。

5ページに移っていただきまして、②サブリーダーですが、統括責任者を補佐し、統括責任者が不在のときは、これに代わり指揮監督に当たるという内容を記載しております。

③児童会室室長の配置では、アの部分で、児童会室運営に求められる有資格者であり、山田、蹉跎にそれぞれ1名置くこととしております。

④の支援員の配置ですが、児童会室運営に求められる有資格者である支援員を1室1名以上配置する旨を記載しております。

⑤のスタッフの配置ですが、アでは、十分な知識を有し、訓練を受けた者を配置することであったり、イの柔軟な人員配置による効率的な運営を行うことといったような内容をここでは記載をさせていただいております。

(3)その他の部分ですが、①の従事者配置に当たりましては、安定的かつ継続的な雇用に努め、児童との継続的な関わりが持てる体制を整えることであったり、②の教育委員会が実施する研修の活用をはじめ従事者に対する研修を適切に実施するといったような内容を

ここでは記載をさせていただいております。

6番の従事者の業務内容につきましては、(1)児童会室の①としまして、児童の健全育成に関する業務として、アの児童の健康管理であったり、イの情緒の安定、6ページに移っていただきまして、ウの部分の適切な遊びの指導であったり、エの学習活動といったような内容の業務を記載しております。

②番の事業の運営に関する業務では、アの児童の出欠確認であったり、イの児童の安全確保、ウでは、おやつの実施についておやつを提供であったり、おやつ代の徴収及び購入、誤食への対応等について記載しております。

7ページに移っていただきまして、エとしまして、保護者との連携を行っていただく旨を記載しております。また、オの部分では、環境整備として清掃や虫の駆除等を行うこと等を記載しております。

③といたしまして、各種書類の作成、提出、保存について、児童会室、子ども教室、それぞれの事業実施に係る報告書を作成し、教育委員会への提出、または、保管を適切に行っていただく旨を記載しております。

その下には教育委員会に提出が必要な書類を記載しております。8ページに移っていただきまして、(2)子ども教室の①児童の自主性・社会性等の育成に関する業務といたしまして、児童の自由で自主的な遊びの見守りであったり、いじめ・暴力・けんか等の防止、適切な遊び環境の構築、配慮の要する児童の対応といったような業務内容につきまして、記載しております。

②の事業の運営に関する業務として、アの児童の出席確認から、9ページに移っていただきまして、イの児童の安全確保、ウの保護者連携等、エの環境整備等について記載しております。

その下の■には教育委員会に提出が必要な書類をする資料記載しております。

7番の安全管理といたしまして、(1)の日常の対応ですが、①危険等が予想される箇所には必要な安全措置を講じ、日常的に危険防止措置に講じることや、災害発生時や不審者侵入時等の避難等をスムーズに行うため、必要な訓練を実施する旨を記載しております。

10ページに移っていただきまして、(2)事故発生時の対応といたしましては、児童の事故等が発生したときは、医療機関への運搬等、直ちに適切な措置を講じるといったような内容を記載しております。

(3)の緊急時・災害時の対応としまして、①危険等の発生時には全従事者が対応をしてくださいという内容や、火災が発生、断水、地震、災害が発生したときの緊急の対応を行う必要性について記載しております。

(4)の苦情及び要望等の処理についてですが、保護者から苦情等を受けた場合等につきましては、受託者は適切な対応に努めることというような内容を記載しております。

11ページに移っていただきまして、8番の引継ぎ保育ですが、令和3年4月からの運営業務が円滑に実施可能となるように、引継ぎ保育を実施することといった引継ぎ保育に関する内容を記載しております。

9番の安全衛生等では、従事者に対し検便等を実施するとともに、児童の使用する設備や食器、お茶やおやつなど、飲食物の衛生管理に万全を期すこと、というような内容を記載し



ております。

10 番の研修の実施ですが、業務の質とサービス向上を目的とした研修を全従事者に実施する旨を記載しております。

11 番の損害賠償ですが、故意又は重大な過失により児童や保護者にけがを負わせた場合や、施設や設備等に損害を与えた場合は、賠償しなければならないといった内容を記載しております。

12 番の個人情報の保護ですが、個人情報に関する文書等を取扱う場合は、専用室外以外には持ち出さないことなど、個人情報の取扱いについて、記載をしております。

13 番の現地検査・運営の検証、改善等ですが、(1) 教育委員会は、事業の実施状況について受託者に随時報告を求め、必要に応じて現地検査を行うことができるとしております。

1 2 ページに移っていただきまして、(2) として、受託者の運営内容において、仕様書等に照らして不備があると判断した場合は、運営内容の改善を求め、受託者はそれに応じなければならないと記載しております。

14 番の業務及び費用の分担区分ですが、業務の分担区分表及びリスク分担表を別表 1、別表 2 として、この資料 5 の後ろに添付しております。

15 番の委託料の支払いについてですが、業務開始当該年度に運営すべき児童会室数を決定して委託料総額を契約額として定めるものとしております。ただし、その後の児童会室入室申請児童数の変動により、運営体制を変更する必要性が生じた場合は、変更契約を締結し、委託料及び契約額を変更するものとしております。ここでは委託料の支払いについて記載しております。

16 番の受託終了に伴う引継ぎとしましては、受託期間の終了に先立ち、教育委員会と協議の上、教育委員会が指定する者との業務の引継ぎを適切に実施することとしております。

17 番の契約の解除ですが、教育委員会が求める報告を行わないときや、運営の継続が適当でないとき教育委員会が認めたときには、契約解除があるという内容を記載をしております。

13 ページに移っていただきまして、18 番のその他としまして、例えば、業務を実施することができなくなった場合は、教育委員会と受託者で協議を行うということであったり、業務の一部、もしくは、全部が履行不能となった場合、あるいは、不可抗力により対象施設に重大な損害が発生した場合は、仕様書等に従い適切な対応を行うことや、資機材、備品、消耗品の取扱いについて、記載しております。

以上が仕様書の説明となります。

#### 【会長】

ありがとうございました。それでは、ご意見等があれば、お願いします。

#### 【委員】

3 ページの(5) 連絡調整会議の中に、キッズクラブの統括責任者が 4 事業の各代表者を招集してとありますが、統括責任者の位置づけなど、どのような立場の方なのかの説明がないのではないのでしょうか。

**【事務局】**

仕様書の4ページの最下段にキッズクラブの運営に配置する従事者として、統括責任者の位置づけを記載しておりまして、3ページの部分には記載はございません。

**【会長】**

修正してもらえますか。

**【事務局】**

承知しました。

**【委員】**

また、②拡大連絡調整会議の説明で、「地域コーディネーター」と記載がありますが、「地域コーディネーター」についての説明がないので教えてください。

**【事務局】**

現在、コーディネーターとしては、教頭先生が担っていただいているケースが多いと伺っていますが、これについても前段に記載がありませんので、文言修正をさせていただきます。

**【委員】**

放課後キッズクラブについては、統括責任者が中心になり運営していくとのことですが、4事業が連携して実施していく中で、運営及び移動中等における責任の所在の考え方については、委託事業者としっかり意見交換し、徹底していただきたい。

**【事務局】**

業務引継ぎ期間等、一定の準備期間等を通じて事業者と意見交換をする中で、ご指摘いただいた件に関しては、教育委員会責任でやっていくべきものと認識しておりますので、しっかりと対応をしていきたいと考えております。

**【委員】**

子ども教室については、新型コロナ対策として密を避けるという考え方があるので、1つの教室に入れる人数の上限を決めておいた方が良いのではないかと思います。

**【事務局】**

仕様書の1ページ目に記載させていただいておりますが、この間取り組んできた子ども教室モデル事業での平均参加児童数がございます。大体20名から25、26名という実績を参考に子ども教室の指定専用室、余裕教室については1室で運営し、1室あたり20人程度という考え方をしております。ただ、今後、参加児童数の増減によって、室数の増減等も検討するという考え方をしております。

**【会長】**

委員いかがですか。

**【委員】**

どのような事業者さんが応募いただけるかというイメージはありますか。

**【事務局】**

この事業を執行する前に、他市等で実績のある事業者への意見聴取をしております。実際に、この事業者より、手を挙げていただけるかどうかについては分かりませんが、そのヒアリングの中でも、募集要項、仕様書を見て判断するというお答えを基本的に頂いております。募集要項、仕様書に関して、ハードルが高いというふうに思われるのか、それとも、これならやったらいけるというふうに思われるのか分からないですが、考えておりますのは、法人の種別にかかわらず、本事業の趣旨をきっちりと理解した事業者に、ぜひ参画をしてほしいと考えております。そこで、募集資格要件については、法人の種別については触れずに、ほかで実績のある団体というような記載の仕方をさせていただいているものでございます。

**【副会長】**

定員については、どういう記載の仕方がよいかは難しいところだと思います。予算の関係もあると思いますが、参加する子どもたちが増えた場合の運営については、子どもたちが十分に安心して過ごせるような運営の仕方が、大事であると考えます。

**【委員】**

仕様書で書かれる考え方については、いわゆる通常的基本的な考え方を示したうえで、コロナなど現状での課題についてどのように対策していくのかについては、事業計画等でご提案をいただく形であると思いますので、一般的な基準となるものだけを基準にし、ご提案のところで判断していくということではよいのではないのでしょうか。

**【委員】**

11 月末のプレゼンテーションの中で、我々が、今おっしゃったようなところを聞けるのかについては、どういうふうに考えていますか。

**【事務局】**

プレゼンテーションの実施方法については、次回審査会でご審議いただくこととなりますが、事務局といたしましては、共通質問項目を幾つか設けさせていただいてはどうかという考え方をしております。

**【委員】**

8 ページの子ども教室の①のエの2行目に受託者は学校と調整しとありますが、ここに学校を絡めてもいいのでしょうか。

**【事務局】**

ご指摘のとおり、放課後キッズクラブの趣旨が、学校の負担を軽減していくということがございますので、ここの表現については、調整させていただきます。

**【会長】**

私は学校施設の使用についての調整かなと思っていましたが、もっと深い関わり合いをというような誤解を招くといけないので、調整してください。

**【事務局】**

承知いたしました。

**【会長】**

では、最後の事業者選定基準（案）について、ご説明いただけますか。

**【事務局】**

それでは、選定基準について、ご説明をさせていただきます。資料6、選定基準案をご覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づいて作成するものでございます。委員の皆様には申請団体をご採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の運営事業者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方といたしまして、業務提案や価格、事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2といたしまして、本審査会の審査体制等についてですが、裏面の3といたしまして委託料について、次に、4といたしまして、業務提案と価格評価について、それぞれ記載のとおり、本審査会において申請団体の申請書等を審査し、ご採点いただくという旨を記載しております。

次に、別紙のA3の縦長の資料をご覧ください。選定審査会における審査の内容についてご説明をさせていただきます。

内容審査でございますが、各委員の皆様にはAからEまでの5段階で評価をいただきます。内容審査表の一番左の欄の「要求事項」を一定単位といたします。その横には「確認事項」、あと「加点事項」と続きますが、表の右端の配点ウェイト、これにつきましては、内容審査における各項目の重要度を踏まえまして配分をしたものとなります。これに乗じまして各要求事項の得点とするものでございます。

続きまして、内容審査における「確認事項」及び「加点事項」についてご説明をいたしま

す。恐れ入りますが、別紙の運営事業者選定に係る内容審査の考え方についてをご覧ください。こちらのほうは、選定基準における内容審査に係る表を一部抜粋する形で記載をした補足説明資料となっております。

まず、資料上の方にごございます表中、左から2列目に記載をしております「確認事項」の欄についてご説明をさせていただきます。

資料の中ほどに、白抜き文字で「確認事項」と記載しております四角囲みの部分をご覧ください。

確認事項は、運営事業に関しまして、申請団体に求める基礎的事項でございまして、募集要項に記載をしております、事業者が提案するにあたっての確認が必要な内容とあわせております。委員の皆様には、申請団体が提出してまいります事業計画書等をご確認いただき、採点は要求事項ごとに行っていただくものとしております。例えば、要求事項の①経営方針の中にごございます、確認事項の1番から4番をすべて満たしていれば、要求事項の①経営方針における採点は、基礎点であるC評価という形になります。

次に、表の左から3列目、「加点事項」の欄についてですが、同じく、白抜き文字で「加点事項」と記載をしております四角囲みの部分をご覧ください。

加点事項は、申請団体が提出してまいります事業計画書において、「要求事項」の項目中の「確認事項」を全て満たしており、かつ、その内容が確認事項を超えて優れているという場合において、基礎点であるC評価に加点をしていただいて、評価をランクアップさせる際の基準となるものでございます。

加点事項の採点に対する考え方といたしましては、資料下段に記載をしております表をご覧ください。

真ん中にごございますC評価を基礎点といたしまして、その上で、加点事項として記載しております内容を全て満たす提案が行われている場合にA評価とし、加点事項の記載に該当する提案が見られるものの、完全ではない場合につきましては、B評価としていただくものでございます。

なお、加点だけでなく、減点もございます。基礎的事項である「確認事項」の記載におきまして、内容に不明確な点がある場合につきましては、D評価。また、確認事項に係る記載がないか、確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合は、E評価というように減点を行っていただくというものでございます。

こちらの「確認事項」につきましては、事務局のほうであらかじめ事業者の申請に基づいて精査し、確認事項の達成基準等について事務局案として一覧表を作成した上で、次回、第2回目審査会においてご報告させていただき、各委員の皆様には審査をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 【委員】

確認事項は基本的に教育委員会でやるということですね。

**【事務局】**

はい。させていただきます。

**【委員】**

それを一覧表にして説明書で確認事項を超えていれば、委員の判断で、8点から10点をつけるという考えでいいですね。

**【事務局】**

事務局で一旦、確認事項の水準が達成しているかをまとめさせていただき、選定審査会にお渡しをさせていただきます。それを見ていただくような形にしてはどうかと考えております。

**【会長】**

そうすると、確認事項を満たしているものについては、我々はC以上で考えたらいいのですか。

**【事務局】**

事務局がCという判断でお示しをしますが、委員の皆様の中で、これはDではないかというようにご判断いただくことになるものと考えております。

**【会長】**

1つの案ということですね。

**【事務局】**

事務局の案ということになります。

**【会長】**

例えば、EとかDの場合は、もうAとかBには入らないということですか。

**【事務局】**

おっしゃるとおりでございます。

Cであったものが、A、Bになる可能性があるということです。

まずCであることが大前提という基本的な考え方でございます。

**【会長】**

よく分かりました。

**【委員】**

総合的にABCをつけるということですか。

**【事務局】**

要求事項の単位ごとにA B C D Eの採点を付していただくとことになります。

**【委員】**

要求事項の項目は、何項目あるのですか。

**【事務局】**

1 2項目です。

**【委員】**

例えばある委員がDやEをつけた項目があるとして、あとの委員がみんなA B Cの場合でも、当選ということはあり得るということでしょうか。

**【事務局】**

Dという項目があった団体を選定審査会として、答申いただくのがいいのかということだと思います。例えば、他は良い評価だが、人権のところが目だということになったときに、本当に受託事業をお任せしていい団体かどうかということだと思います。

この考え方につきましても、ご審議いただければと考えております。

**【委員】**

そのとおりだと思います。やはり基礎点のところは、ご確認いただくのがいいと思います。というのは、やはり私たちは、分からないところもあります。例えば、経営方針のところは、例えば、確認事項で、例えば、①で業務の安定的な継続性が見込まれることという項目がありますが、その判断がなかなか難しいと思います。何を基準にしていいのかというのが分からなかったりしたときに、一定Cは確保しているということは、ご提示いただきたい。僕らがするのは、Cの確認とプラスの加点をどう判断するのかというほうが、分かりやすいと思います。

**【副会長】**

プレゼンテーションで満たされていたら、オーケーという考え方ですか。

**【会長】**

事業計画書自体ではアウトだけれども、プレゼンテーションでそれを補うということもあるのですか。

**【委員】**

プレゼンテーションで、そういう判断ができるかという話ですね。

**【事務局】**

これについても、次回の審査会でお諮りする事務局の案ということにはなりますが、必要な説明を言ったらいいということになってしまいますので、事務局といたしましては、プレゼンテーションは、いわゆる審査の補助的要素であると考えており、次回の審査会でご審議いただければと考えております。

**【委員】**

私個人的には、その考え方で正しいと思います。

**【事務局】**

事務局案をお示しさせていただきますので、委員の皆様でご審議いただければと考えております。

**【会長】**

同点の場合ですが、くじ引きをするんですよね。

本当にそれでいいのかと思います。また、1位がA、2位がBとした時に、本当にもう一回話し合っ、例えば、その場で点数を変えるとかいうのはありではないかと思います。

**【事務局】**

最終的に委員の皆さまに合議いただくという考え方をしておりますので、最終的には、もし完全に一致した場合は、例えば、提案がいいほうにしようとかをご議論をいただけたらと思います。

**【会長】**

審査会で決定するという形でお願いできますか。

**【事務局】**

承知しました。

**【会長】**

あとは、AとB、1番、2番を審査会で変えられるのかどうかについてはどうでしょうか。

**【事務局】**

採点をもう一度見直していただくこともあると思います。委員の皆様の採点については、一覧表でお示しをさせていただきますが、その際にご議論をいただき、最終的な答申に反映していただければと思います。



**【会長】**

皆さんで議論するのが一番いいと思います。

**【事務局】**

承知しました。

**【会長】**

先ほど最終的に募集要項と仕様書について、委員の皆さんからいろいろなご意見を頂きましたが、その案を踏まえた形で修正していただけるということによろしいですね。

**【事務局】**

はい。いただきましたご意見等を踏まえまして、修正したものを会長と副会長にご相談させていただきます。

**【会長】**

分かりました。皆さんの意見を反映した形でお願いします。

まだ、資料の説明で残っている部分があるのではないのでしょうか。

**【事務局】**

資料の6の選定基準案の2ページ目ではございますけれども、3の委託料についてですが、2ページの中断に記載しております、計算式によりまして得点化を行うということで、申請団体から提示されました委託料、2年間分のうち、最も低い額を提示した団体の得点を満点の100点としまして、それ以外の団体が提示した額との差を100点から差し引きをして点数化をしていきたいというふうに考えております。換算する際、生じます小数点につきましては、内容審査による点数化において、小数点第1位まで表示されることから、委託料で求める点数化での小数点の処理といたしまして、小数点第2位を四捨五入して、数値を合わせていきたいと考えております。

次に、4の業務提案と価格評価についてでございますが、委託契約予定事業者の選定につきましては、事業計画の内容審査、これを60点満点、委託料を40点満点でそれぞれ得点化したものを合算いたしまして、100点満点とする方式で行っていただいております。

なお、順位につきましては、あくまで業務提案と価格評価による得点を合算した順となるということでございます。先ほど会長がおっしゃっていただいた2団体以上が同点になった場合については、一定審査会のほうで、決定するというような文言を修正も含めてさせていただきます。

**【会長】**

内容と価格を6対4で配分して、それで合計するのですね。

**【事務局】**

事業の性格によって異なりまして、価格面を重視する事業に関しては、やはり価格の比率を高くする。これは先ほど募集要項仕様書等でもお示ししましたが、内容を重視したいという考え方で6対4にさせていただいているということでございます。

**【委員】**

私も提案書のほうが重要だと思いますので、できるだけ保育に重点を置くようなかたちで評価したいと思います。

**【会長】**

その考え方でよろしいでしょうか。

**【委員】**

結構です。

**【事務局】**

次回の第2回目の選定審査会につきまして、この場で日程調整のほうを行わせていただけたらと考えております。用紙のほうをお配りさせていただきます。

**【副会長】**

時間にしたら、大体どれぐらいの時間がかかるでしょうか。

**【事務局】**

会議の進捗によると思いますが、2時間程度を予定しております。

本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の審査会まで保管させていただきます。

本日、お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の審査会にお忘れなくご持参いただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

**【会長】**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

よって、「第1回 総合型放課後事業委託事業者選定審査会」を閉会します。

委員の皆さんには、長時間にわたり本審査会の運営にご協力をくださり、ありがとうございました。